

平成30年第2回定例会総務委員会会議録

平成30年6月14日
午前10時～午前11時48分
全員協議会室

出席者氏名

札幌 章俊	委員 長	大竹 昇	副委員 長
深沢 幸子	委 員	滝沢 健一	委 員
後藤 敦志	委 員	杉野 五郎	委 員
大野 誠一郎	委 員		

執行部説明者

副市長	川村 光男	総務部長	荒井久仁夫
市長公室長	龍崎 隆	議会事務局長	黒田智恵子
危機管理監	出水田正志	会計管理者	松田 浩行
危機管理課長	猪野瀬 武	法制総務課長	落合 勝弘
人事課長	菊地 紀生	財政課長	岡田 明子
情報管理課長	八木下昭弘	契約検査課長	島田 眞二
秘書課長	大久保雅人	企画課長	森田 洋一
シティセールス課長	松本 大	道の駅・牧場プロジェクト課	由利 毅
会計課長	大和田英嗣	監査委員事務局長	谷川 登
契約検査課長補佐	石島 信 (書記)		

事務局

次 長 松本 博実 主 幹 深沢伸一郎

議 題

- 議案第1号 市町の境界変更について
- 議案第2号 市町の境界変更に伴う財産処分に係る協議について
- 議案第3号 龍ヶ崎市行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第10号 龍ヶ崎市防災会議条例の一部を改正する条例について
- 議案第11号 龍ヶ崎市国民保護協議会条例の一部を改正する条例について
- 議案第15号 平成30年度龍ヶ崎市一般会計補正予算(第1号)の所管事項について
- 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて
(平成29年度龍ヶ崎市一般会計補正予算(第7号))の所管事項について
- 平成30年請願第1号 「地方財政の充実・強化を求める意見書に関する請願書」

札幌委員長

皆さんおはようございます。開会に先立ちまして、委員の皆様申し上げます。本日傍聴の申し出がありますので、これを許可いたします。

【傍聴者入室】

札幌委員長

ここで傍聴の皆様一言申し上げます。会議中にご静粛をお願いいたします。

ただいまより、総務委員会を開会いたします。

本日、ご審議をいただきます案件は、今期定例会において当委員会に付託されました議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第10号、議案第11号、議案第15号の所管事項、報告第3号の所管事項、平成30年請願第1号以上8案件です。

これらの案件につきまして、ご審議をいただくわけですが、発言は簡潔明瞭に、また質疑は一問一答をお願いいたします。会議が円滑に進行できますよう、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは議案の審査に入ります。

議案第1号「市町の境界変更について」執行部から説明願います。

荒井総務部長

それでは議案第1号「市町の境界変更について」ご説明させていただきます。

議案書の方は1ページから5ページになります。

これは龍ヶ崎市と利根町との行政界において、県営利根北部地区土地改良事業が実施されたことに伴いまして境界変更を行おうとするものです。

市町村の境界変更につきましては、地方自治法第7条第1項の規定により関係市町村を、今回の場合は龍ヶ崎市と利根町でございます。その関係市町村の申請に基づき、都道府県知事が都道府県議会の議決を経た後に総務大臣に届け出なければならないとされておりまして、今回茨城県への申請を行うにあたり、当市議会の議決が必要となるものでございます。

今回の土地改良事業の場所でございますが、議案の3ページの参考資料にありますように、龍ヶ崎南高校の東側の区域で、2ページの境界変更調書の通り、龍ヶ崎市に編入する面積が3万451.30平方メートル、利根町に編入する面積3万451平方メートルとなっております。

また、4ページ、5ページにおきましては、龍ヶ崎市から利根町に編入する区域。利根町から龍ヶ崎市に編入する区域の区域明細図が添付されております。赤色と青色での区分となっております。

今回の境界変更による龍ヶ崎市と利根町の新境界の施行、効力発生でございますが、平成31年3月の官報掲載を経まして、平成31年4月1日を予定しているところでございます。以上です。

札幌委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

深沢委員

おはようございます。よろしくお願いします。

広さは同じくらいかと思いますが、ここに関係する家はどれぐらいあるのでしょうか。

落合法制総務課長

こちらの区域につきましては、すべて農用地となっておりますので、家屋等はございません。

深沢委員

ということは龍ヶ崎市にとっても利根町にとってもメリット・デメリットもないということですかね。

落合法制総務課長

今回の境界変更につきましては、基本的には本市と利根町の面積は、ほぼ同等の面積で入れかえというか、境界が変更されるわけでございます。ただ、議案書でご案内しております議案書の2ページの方にも、面積が括弧書きで表示してございますが、龍ヶ崎市に編入する区域の方が0.30平方メートル多くなっております。こちらにつきましては、境界変更の際にしまして、新境界の際に存在する、田んぼですね。田の一部を分筆する必要が生じたことから、計算上小数点第2位までの表示となっております、0.30平方メートルほど広がっているものでございます。

札野委員長

他にありませんか。

大竹委員

交換できたという内容だと思いますけども、龍ヶ崎市に土地を有した人が、今度は利根町の方と交換されて、そういう中では、何というのか、地主からすると僕の土地は龍ヶ崎市にあったのがいいんだけどなあという、そういうお話あったのか、ないのかお聞かせください。

落合法制総務課長

お答えいたします。

今回の境界変更にたどり着くまでにつきましては、それぞれの利根町、それから本市の各土地所有者の同意を経まして今回、こういう形で境界変更という形になりましたので、それぞれの地権者の同意は得ているものと考えております。

札野委員長

他にありませんか。

【なしの声】

札幌委員長

別にないようですので採決いたします。

議案第1号、本案は原案の通り、了承することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

札幌委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第2号「市町の境界変更に伴う財産処分に係る協議について」執行部から説明願います。

荒井総務部長

それでは議案第2号「市町の境界変更に伴う財産処分に係る協議について」説明をさせていただきます。

これは、議案第1号の龍ヶ崎市と利根町との境界変更に伴うもので、当市から利根町に編入する区域内の道路と水道である公有地については、利根町の所有とするため、また、利根町から当市に編入する区域内の道路と水路である公有地については当市の所有といたそうとするものです。境界変更に伴う財産処分につきましては、地方自治法の規定により、関係市町村が協議して定めるとされており、その際には各関係市町村の議会の議決を経なければならないこととなっております。

なお、財産処分の効力は新境界の効力の発生する日、予定では平成31年4月1日となっております。

以上です。

札幌委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等ありませんか。

深沢委員

財産処分したうえで、龍ヶ崎市と利根町が別れますよね。その境界というのは、はっきり境界だよってわかるように、何かがあるのですか。私もよくわからないので。

落合法制総務課長

今回の土地改良事業につきましては、境界杭という形で最終的には土地改良事業の中で換地処分を迎えるわけですが、その前には市と町との境界杭は当然埋設されると考えております。

札幌委員長

他にありませんか。

【なしの声】

札幌委員長

別がないようですので、採決いたします。

議案第2号、本案は、原案の通り了承することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

札幌委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第3号「龍ヶ崎市行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例について」執行部から説明願います。

荒井総務部長

それでは議案第3号「龍ヶ崎市行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例について」説明をさせていただきます。議案書は12ページ、新旧対照表は1ページとなります。これは市役所内エレベーターの壁面、2基、それぞれ2区画計4区画に広告を掲示する場合に、地方自治法に基づき行政財産の使用許可に基づく使用料を徴収するため、所要の改正を行うものです。

金額については、1階男子トイレ内での広告掲示を行っております3区画の使用料と同額の1区画1,020円とするものでございます。

施行日は平成30年10月1日からとしております。

以上でございます。

札幌委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等ありませんか。

深沢委員

どこの市役所におじゃましても、エレベーターの中にはいろいろな物が沢山貼ってあってもったいないですから、どんどんやるべきと思います。

広告については、何か基準みたいなものはあるんですか。

岡田財政課長

条例制定にあわせまして、今設置の基準でありますとか、応募の要項等を作成しているところでもあります。トイレの広告を参考にしながら、大きさがA2番と決まっておりますので、それに入る範囲であるとか、あとは、市役所の広告ですので、それにふさわしいものということは今検討しているところです。

深沢委員

貼っておく期間も決めているのでしょうか。

岡田財政課長

ただいま、トイレの広告が6カ月を、一応申請の期限にしておりますので、そちらを参

考にも思っていますが、ただ他の市町村の例を見ても、なかなか応募がないというのが現状のようですので、その辺は、応募の状況を見ながら考えていきたいと思っております。

札幌委員長

他にありませんか。

後藤委員

1点だけお聞きします。付則の方で施行期日が10月1日からということなんですけれども、昨日久しぶりにエレベーターに乗ったときにもうすでにポスターの枠が用意されていて、お宝鑑定団のポスターが貼ってあってみんなでやるんだねという話をしたんですけど、もうすでに準備は整ってるわけですから、徴収条例が議決されたとして、すぐにでもそういった営業活動であるとか供用を開始してポスター貼っていただいたほうがいいんじゃないかなと思うんですけども、施行期日を10月1日としたことについては、どういった考えでしょうか。

岡田財政課長

先ほど言った要項の作成の関係ですとか、あとは周知期間、応募期間ということもありますので、準備期間をとらせていただいて10月1日といたしました。

札幌委員長

他にありませんか。

【なしの声】

札幌委員長

別がないようですので採決いたします。

議案第3号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

札幌委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第10号「龍ヶ崎市防災会議条例の一部を改正する条例について」執行部から説明願います。

出水田危機管理監

第10号「龍ヶ崎市防災会議条例の一部を改正する条例について」議案書21ページ及び新旧対照表13ページをご確認ください。

内容につきましては、第3条第6項中、委員の数40人を45人に改めるものでございます。理由につきましては、平成30年度、龍ヶ崎市の機構改革により、委員でございます部長職が7人から8人になりましたということで直接的な原因は、理由はそこにあります。

また、45名にした理由につきましては、今後、例えば防災士連絡委員会会長など防災会議

の委員に入れたいというようなこと等もございまして45人としたものでございます。
以上でございます。

札幌委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

深沢委員

防災会議について、公明党で女性がどれくらい入っているのかっていうのを、県全体で調べたことがあるんです。その調べた時に、ないところはゼロというところもありましたし1人というところも多くて30人も40人もいて1人とか2人とかというのは、ちょっと少な過ぎるんじゃないかなということで、是非3割を目指していただいて女性を入れていただきたいと思うんですけど、どうでしょうか。

猪野瀬危機管理課長

ただいまのご質問ですが、確かに現状におきましても、女性委員は40人中、3人という状況でございますので一割にも満たないという状況がございます。どうしても各機関の代表者などを委員としているということがありまして、なかなか増えていかないという状況があるんですけども、そういったこともあります。今回45人に定員を増やしていただくということになればですね、少しでも女性委員の登用についても、検討していく予定でいるところです。

深沢委員

代表とか責任者となると女性が少ないのかなと思いますが、例えば陸上自衛隊土浦駐屯地自衛官。女性いますよね。そういうところの女性をお願いしていただくとか、話し合いによって、代表でなくても副代表に入っている女性とかもいるかもしれないので、そういうことが可能であれば、女性の方をぜひ入れていただければと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

札幌委員長

ほかにありませんか。

【なしの声】

札幌委員長

別がないようですので採決いたします。

議案第10号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

札幌委員長

異議なしと認めます。よって、本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第11号「龍ヶ崎市国民保護協議会条例の一部を改正する条例につい

て」執行部から説明願います。

出水田危機管理監

議案書22ページ、議案第11号「龍ヶ崎市国民保護協議会条例の一部を改正する条例について」でございます。新旧対照表は14ページでございます。先ほどと同じ理由によりまして、40人を45人というふうに改めるものでございます。

以上です。

札野委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑はありませんか。

深沢委員

ここ同じように女性を入れていただきたいと考えていますので、ぜひ増えた分、女性を増やしていただければと思いますので、ご検討をお願いしたいと思います。

以上です。

猪野瀬危機管理課長

先ほどの防災会議と同様ですね、こちらについても、現状では40名中2名の女性委員ということになっておりますので、少しでも増やせるようなことを検討していきたいと思っております。

札野委員長

ほかにありませんか。

【なしの声】

札野委員長

別がないようですので採決いたします。

議案第11号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

札野委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案の通り了承することに決しました。

次に議案第15号「平成30年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第1号）の所管事項について」執行部から説明願います。

荒井総務部長

議案第15号「平成30年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第1号）について」説明をさせていただきます。

別冊の1ページをお開きください。これは、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8千910万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ247億4,910万円とするものでご

ございます。6ページ7ページをお開きください。

歳入です。下から二番目、繰越金でございます1,339万1000円につきましては、今回の補正予算の財源調整分として計上をいたしましたものでございます。

その下、市債、総務費債の総務管理費債です。1,550万円でございますが、庁舎施設整備事業債、これは歳出9ページの庁舎管理費の2階歩廊改修工事2,052万円の財源として計上したものでございます。次のページをお開きください。

歳出です。総務費、総務管理費、文書広報費の文書法制費委託料でございます。行政法律相談としまして43万2,000円を計上させていただいておりますが、これについてはちょっと詳しく説明をさせていただきます。現在行政に関する法律相談に関しましては、栄枝総合法律事務所との法律相談委託契約に基づき、市民法律相談の際、時間的余裕がある場合に相談を受けるもの、また日本司法支援センター、通称法テラスです。茨城地方事務所との常勤弁護士の派遣に関する協定書に基づき、法テラス牛久法律事務所の法律の弁護士が来庁し、個別案件にかかわらない、範囲での法律相談。法的情報の提供を受けるもの。臨時で緊急避難的に匿名の弁護士に相談するものの、三つの方法で実施をいたしているところ です。

近年、行政に対する悪質なクレーマーや窓口相談でのトラブルが多く発生しておりまして、これらの事案に対し迅速に対応するため、弁護士に市役所内で一定の時間勤務をしていただき、法律相談や、個別事案への適切な助言をいただくことで問題の早期解決、紛争や訴訟の未然防止を図るものです。

また、市の例規審査業務に関する助言や、政策法務等についての課題について助言を受けられるようにするとともに、行政不服審査法に基づく審査請求に関する審査等につきましても、職員に対する法的助言について相談を受けられるようにいたそうとするものです。委託につきましては平成30年7月から平成31年3月までの期間9カ月を予定しております。月2回から3回、計20回の勤務を予定しております。1回当たりの時間は4時間。午前10時から正午までと午後1時から午後3時までの4時間にしたいと考えております。

また、委託料につきましては、1回、4時間でございますが、1回当たり2万円の計20回分を計上してございます。

続きまして下の庁舎管理費でございます。工事請負費、2階歩廊改修工事でございますが、今回の本会議での質疑でもございましたが、昨年度のエレベーター改修工事の際、2階エレベーターホール床のタイルを剥がしたところ、数カ所の亀裂が見つかり、床の傾きを確認いたしました。調査を行ったところ、2階歩廊の強度に問題があることが判明したため、改修工事を行う予算2,052万円を計上させていただいたものです。その下です。自動車運行管理費でございます。一括で説明をさせていただきます。ラッピングシール作成委託料と使用料及び賃借料についてですが、中型バスの賃貸借契約でございますが、これは平成29年の債務負担行為により、契約を本年3月28日に締結し、来年4月1日に納車の予定で作業を進めておりましたが、メーカー側のマイナーチェンジの関係で、バスの製造そして納車予定が、今年の12月に早まったことから、今回の補正予算では本年12月から来年3月までの4カ月分のリース料とラッピングシールの作成委託料を計上させていただいたものでございます。

次に4ページ、第2表の債務負担行為補正、お願いをいたします。

龍崎市長公室長

4ページの第2表、債務負担行為補正でございます。常磐線佐貫駅駅名改称事業についてでございます。期間を平成30年度から平成32年度までといたしまして、限度額を3億8,900万円と設定するものでございます。駅名改称事業につきましては、平成29年4月の消費税改正時に考えておったわけでございますけれども、これにつきましては、消費税改正の延期ということで延期をしたところでございますが、その後、数パターン、JR側と協議をいたしまして、実施の確実性が高く、かつ、費用の削減効果が最大となります2020年春の大規模施設機器更新時のタイミングで駅名改称事業を実施しようとするものでございます。

荒井総務部長

その下第3表地方債補正でございます。庁舎施設整備事業債2,850万円から4,400万円へ1,550万円の増となっておりますけれども、これは先ほど市債と歳出のところでも申し上げましたが、2階歩廊改修工事費の財源として計上をさせていただいたものでございます。以上でございます。

札幌委員

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等ありませんか。

深沢委員

9ページの庁舎管理費のところの二階歩廊ですけども、建てて44年ということで、他のところは大丈夫でしょうか。

岡田財政課長

庁舎につきましては、定期調査で調査をしておりますので、その他につきましては問題ないと考えております。

なお、今回の構造は下がり壁というような構造になってるんですけども、他にもそういう箇所が何か所かあるようですので、そちらについては、職員の方でも目視で確認をしてやりたいなというふうに考えております。

深沢委員

自動車運行管理費のところラッピングシール作成のラッピングはどういうものをつくるのでしょうか。

岡田財政課長

今回のバスにつきましては、全く塗装というか、ラッピングを施していない白いバスでの納車になりますので、表示としましては、茨城県龍ヶ崎市のバスであるという表示。あとは、これから検討したいと思っておりますが、簡単に「まいりゅう」のマークと、何か市のシンボルになるようなものも入れたいと考えております。

大野委員

債務負担行為補正についてお尋ねします。数パターン協議したという、今説明されまし

たけども、どのように協議をしたのか、お願いいたします。

森田企画課長

お答えいたします。まずタイミングとかパターンなんですけれども、平成31年10月の消費税改定、こちらが4億5,300万円。それから今回の債務負担行為で行っておりますパターンが32年の春の大規模施設機器更新ということで3億8,900万円。それから32年の3月の常磐線のダイヤ改正ということで5億円。それから単独実施ということで6億6,000万円ということで、JRの水戸支社から提示を受けたところでございます。

こちらの金額の、先ほど部長からも説明がありましたが、金額の費用対効果の1番安いもの、それから確実性ということで検討を行ったところでございます。

以上でございます。

大野委員

協議をしたということは、今課長からお話があったように、それぞれの金額が提示された。それで、その中で、安価であり、そして大規模施設の機器更新は確実だから、それなら確実だから、2020年の春ということで協議したという内容ですが、協議をしたというのは、ただ単に金額が、先ほど話したような消費税改定は4億5,300万、それから常磐線のダイヤ改正が5億、そして、大規模施設機器更新が3億8,900万円だから、3億8,900万円が安いでしょう。それだけなんですか。いわゆる、市とJRの中で割勘効果ということでもって、市が、こういった駅名改称することによって伴う費用を割勘に半分にするということなんでしょうけども、それぞれのパターンの割勘効果がどのようになっているかということは協議してるんですか。

森田企画課長

一番、今回の事業の中で削減効果という形で割勘効果をJRから示してもらっていただいております。細かい内容についてはJRでも、内訳は示されておりませんが、そういう中では割勘効果が期待できるということで協議を進めて、今回の大規模更新ということで債務負担行為を計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

大野委員

細かいことは示されていないということですが、単純にこれまで3億2,900万が3億8,900万になったと、6,000万円多くなりました。後藤議員の一般質問のときの寄附のこともありますけれども、ふるさと納税、あるいは、民間でやっている未来委員会が寄附を集めているということですが、6,000万円にも満たないですよ。はっきり言いましてね。そういったただ単に6,000万円というふうに一言で言いますが、3億2,900万から3億8,900万になった。それから、同じ消費税改定の際には4億5,300万にもなった。いわゆる1億2,000万円も違うわけですよ。ですから、そのときそのときのパターンの割勘効果はどのように違って、このようになったんですよということを、やはり市民にもあるいは議決を求める我々議会にもですね、当然説明しなくちゃならないだろうと思うんですが、いかがですか。

森田企画課長

まず、今回と前回の概算額をJRから提示を受けたわけでございますけども、前回の消費税改定と今回の大規模施設更新ということで、基本的には内容も異なってまいります。そういう中で、影響範囲とかシステム改修の中身も若干同じものでは比較できないところもございますので、その辺、一概に割勘効果を比較することは少し厳しいところもございます。そういう面につきましても、今後ですね、市民の皆様にごできるだけ広く周知をしながら理解を求めていきたいと思っております。

以上でございます。

大野委員

前の消費税改定と今回の消費税改定では内容が違うということですが、その内容をお示ししていただかなければ、どのように協議をしたんですかっていう説明にはならないわけですよ。大変苦しいのはお察しいたします。つまり、JRで示してくれないということがあるんでしょうけども、それをやはり、そんなくではないんですが、こちらでいいように、つまり、JRでは都合が悪いんだろうということで、それ以上求めないということは、このことが私はもう常日頃言っている。おかしいのではないかと。3億8,900万円ですよ。3億8,900万の言うなれば大きな事業ですね。項目が、営業設備とか車両設備、信号保守システム管理費という、たった4行でね、つまり、営業設備は1億3,100万ですよ。車両設備は7,600万ですよ、こういう形の本当の大ざっぱの、買い物でしたら子どものお使いですよ、はっきりいいまして。そういわれても仕方がない。これでは、正直言いまして、審議のしようがない。何が良いか、何が悪いかを言えないと。あるいは検討しようがないということだろうと思っております。一応そういったことをお話して、私は一旦終わります。

杉野委員

先ほどの常磐線佐貫駅名改称、債務負担行為ですが、ここで、これが議決されれば、もうそのままいってしまうというふうに考えています。どうもひっかかるのは、以前アンケートとったことが約4億5000万かかりますよというアンケートに対して、現状のままでいいですよ、というのは64.9%あったと。結構重いんですよ。先日も私のところに何人から電話かかってきて本当にやるのかというような話もありました。今議会でやっていますからということで一応切りましたけれども、そういうこともあるので、その3億8,900万ですが、今まで改称事業に関して、かかった費用。まずかかった費用について教えてください。

森田企画課長

これまでに駅名改称にかかった費用でございます。まず、平成26年度に実施をしております駅名改称に関する影響度調査についてでございますが、こちらの委託料が133万9,200円でございます。

また前回のですね、平成29年4月の消費税率改定時に駅名改称を行う予定で作業を進めてきたわけでございますが、そちらが延期になったということで、JRの方に精算金を支払っております。そちらが平成28年度に45万6,577円を精算金として支払いを行っております。

以上でございます。

杉野委員

ありがとうございました。これからですね、関東鉄道にかかる費用等、あるいは、もろもろの費用はどの程度かかるのかなど、その辺のところを教えてください。

森田企画課長

関連経費についてでございますけども、現在、関係機関と調整を進めている段階でございます。参考といたしまして、前回の消費税率改定時に算定したものをお答えしたいと思います。前回の駅名改称時期延期の決定前に算定しました経費見込みでございますが、まず関東鉄道に関する鉄道、バスの設備改修に伴う経費の負担額が約1,800万円でございます。

また、道路の案内標識やコミュニティーバス停留所の標記、それから各種案内図、パンフレット等の改定と市が事務を行うことが予想されるものにつきまして約750万円の経費を見込んだところでございます。加えまして、これから記念イベント関係、それからPR関係が予定されているわけでございますが、こちらに関しては、今後経費を算定していきたいと考えております。

以上でございます。

杉野委員

ありがとうございました。関東鉄道はバスも含めて1,800万円。これはある程度かたいですか。それとも結構幅があるんでしょうか。その辺のことだけ確認させてください。

森田企画課長

関東鉄道とは具体的に交渉に入っておりませんので、何とも言えないところですけども、今回の費用もですね、前回の算定額とそれほど大きな差はないということで考えております。

以上です。

杉野委員

イベント等。一般質問ではこれから進めるにあたって、いろいろとやっていかなくちやいけないというようなこともありました。それで、どんな形になるのかわかりませんが、イベントの費用というのは人件費等も考えると、結構、費用がかかるのかなど。人件費というのは、職員の方がいろいろ企画したり、あるいは、時間をとって打ち合わせしたり、現場でとか、そういう人件費を含めると、結構な金額になるのかなど思っています。言いたいことは、アンケートとったときの、串田元市長のときですが、平成19年10月なんですね。だから10年たっているということなんですよ。ただ、物価とか、そんなには変わってないのかなど思っております。4億5,000万近くなってしまうんじゃないかなど危惧してるんですよ。そうすると、実際に10年前のアンケートの結果、どうなんだろうかなど、もう1回振りかえって見ざるを得ないと。今まで、こう経緯がいろいろありましてね。住民投票を求めるといこともありましたけれども、それはやらないでということで今日に至って、首長選挙もあったと。

ただ、金額について市民の方は知られてないのかなと。そういう感じがしています。そういうことを含めると難しいところだなと私は感じてます。

以上です。

後藤委員

はい、私も1点だけちょっと確認をさせていただきたいんですけども、昨日かなり一般質問でもさせていただいたのであれなんですけれども、1点だけ確認させていただきたいのは基本的な路線としては、平成29年4月1日の消費税増税が延期となって、次の増税時期にということを経済的な路線で進めてきたと思うんですね。それが今回のようにそれ以外の時期に進めることになったっていうその経緯をですね、もうちょっと、詳しく、具体的には昨日もちょっと触れたんですけども、この10月の消費税増税改定のタイミングじゃなくて、違うイベントで改正することになったという、そういう話が出たというか、そういう話になったのが選挙の前だったのか、後だったのか、その点を確認させてください。

森田企画課長

これまで、昨年の4月からJRさんの方に駅名改称につきましては、いろいろ協議ということでご相談をさせていただいてきたところでございます。そういう中ですね。昨年、平成29年10月にJRさんの方から駅名改称にかかるそのパターンの検討をしてくれるといった形で、JRさんの方からご報告をいただきました。

そういう中でJRさんの方からそういう検討を経て市の方に具体的に、その数字のパターンの比較をいただいたのが今年の2月の1日時点で市長がJRさんのほうに訪問したときに、その数字をいただいたところでございます。

以上でございます。

後藤委員

決定事項といいますか、文書でいただいたのは、そのタイミングだと思うんですけども、ちょっと12月13日の時点でもう、これ黒塗りになっているのでわからないんですけども、消費税増税じゃないタイミングでの4億を切れる見込みぐらいというような、決定事項ではないですけども、そういったようなJRからの報告っていうのは受けていますよね。

森田企画課長

本当に概算額ということで、JRさんと事務方の打ち合わせの中で、ある程度その経費の削減が見込まれるというようなことでお伺いしております。

後藤委員

基本的には、時期については黒塗りでわからないですけども消費税増税、平成31年10月の消費税増税じゃないタイミングで市長の内諾を得ているというようなことも市としてはJRに伝えているわけですよね。12月13日の時点で、これ市長選挙の前ですよね。その点だけ確認したかったんですけども。

森田企画課長

事務方で打ち合わせをしてきまして、報告事項という形で平成29年12月に市長に報告をさせていただいて市長との調整をいたしております。

以上でございます。

後藤委員

はい、わかりました。昨日、市長に直接お聞きすればよかったです、昨日聞きそびれてしまったのですが、やっぱりこれ選挙前にある程度もう消費税増税じゃない時期にやっつて、ある程度もう4億円切るぐらいの予算になるよってのがわかっていたのであれば、やはり。執行部の皆さんにいてもしょうがないのですけれども、昨日一般質問で言えばよかったですけれども、やっぱり市長選挙でしっかり言っていただくべきだったというふうには感じています。質疑ではないのですけれども、やはり昨日も言ったように効果の検証がやっぱりできない事業なんですよね。決める段階で、今決めるまさに3億8900万の予算を決める段階で効果をはかりようがない事業じゃないですか。だから、今回の一般質問の中でもいろんな議員の皆さんから、はかり知れない効果があるって言葉じゃなくて、具体的に言ってくれよってというような指摘もさまざま市長になされてたと思うんですけども、それと同時に、やっぱり予算を審査する中ででもですね、内容・内訳があまりにもアバウト過ぎると。本当にですね、そういった中で本当に、審査、効果もあいまい、そしてその事業費の内訳もあいまいな中でやっぱりしっかりと審査はできないなっていうふうに感じています。やっぱりですね。効果をはかるのであれば、コンサルに頼んでやるんじゃないですかね、コンサルに頼んだら、ある程度の経済効果なんか出てきちゃう、出してくださると思うんですけどもそうじゃなくて、今現在、例えば龍ヶ崎市の知名度、関東じゃなくて、1都3県ぐらいでもいいのですけれども、今、龍ヶ崎の知名度はどれぐらいあるんだってアンケートとって駅名改称した後に、龍ヶ崎の知名度がどうなってるんだってというような調査をしなければ効果ってのははかれないと思いますし、やっぱりその5年、10年、20年で社会増減という人口の増減の中で、やっぱり増えたんだか増えてないんだか。前と比較して減るのをとどめることができたんだってというような効果をチェックしない限り、この事業の効果ははかれないと思うんですね、本来であれば、やるべきだと思うんですけども。やらないとは思うのですけれども、そういった効果ははかれない中で予算を審議するのであれば、やっぱり、推進していくほうは市長が言うようにはかり知れない効果があるというしかないですし、私としては、やっぱりこれだけの金額コストをかけて効果はないって、そういう話になってしまうわけですね。だからですね。何度も言っていますけれども、民主主義の中でやる。この事業が推進されるってということが決定したのは何でもいいますけど理解してますので、致し方ないと思っていますけれども1議員としてですね、このあいまいな予算あいまいな効果でこの予算を議決するぐらいだったら私、議員やめたほうがいいと。私はですね議員辞職したいぐらいですから。やっぱりこういった予算は認められないなと思いますので、補正については反対いたします。

滝沢委員

今言われていた常磐線佐貫駅駅名改称事業の債務負担行為ということで、今回、3億2,900万円から3億8,900万円ということで、これ限度額っていうことになってますんで、この限度額っていうのはあくまで決定額ではないと私は解釈してるんですけどその辺どう

ですか。

森田企画課長

はい、その通りでございます。あくまでも限度額ということで、今後協定書の中とかそういう形で詳細な金額を詰めまして、限度額の範囲で協定を結んでいくという形になると思います。

以上でございます。

滝沢委員

新たにこの債務負担行為の限度額が補正で上がることがないようにですね、3億2900万円、当初予算に近づくように努力していただいて、進めていただきたいと思います。

もう1点よろしいですか。9ページの庁舎管理費ですが、2階の歩廊改修工事で、この前来たときにですね、下からつっぱりがかけてあったんで、何か不具合があるんだろうなっていうふうに思っていたんですけども、この庁舎管理についてですね、この建物っていうのは後どのぐらい利用していくっていうか、どのぐらいなんですかね。

岡田財政課長

すみません。手元に資料ないんですけども、後、20年ぐらいですかね。ちゃんと調べて答えますね。少しお待ちください。

滝沢委員

大丈夫です。大体20年とか、そういう、数字であっているとか正しいとかではなくて、ある程度庁舎をあとのどのぐらい、目途っていうかどのぐらい使っていったら、もう耐用年数が終わりだからもう違う建物は何年頃から建てましょうという、そういう計画がないと、今多分、公共施設の再編で庁舎なんかは具体的にない状態ですし、目的別基金もないんで、多分この庁舎の不具合に対して、いろんな改修でやってくんですけど、あんまり具体的に改修費用がかさんでくるのであれば、この庁舎改修っていうのも視野に入れながら、やっていっていただいたほうが費用がかからないで済むのではないかなっていうふうに思ったので、質問させていただきました。

以上です。

後藤委員

先ほどの発言で、ちょっと私、気持ちが高ぶっちゃって議員辞職って話したんですけど、ちょっと自分語りになっちゃって申しわけないんですけども、ちょっともう少し話そうと思ってお話しさせていただきたいんですけども。こういった予算を認めるぐらいなら議員辞職したいって言ったのは、逆に言うと、こういった予算を認める議員は議員やめろって言うように聞こえてしまうと思うので、それはそういう真意じゃないということをお話しておかないとなと思って、私が自分語りになって申しわけないんですけども、こんな委員会場で申しわけないんですけど。

私が議員になったのが、そもそも野球場ができるという中で、やっぱり公共事業が決まった後で市民の声を聞かずに始まって、そして効果も検証されなくてというところが私が議員になった原点だったから、だからこそ、こういうようなやり方で進んできたこの駅

名改称っていうのを、私がここで予算を認めてしまったら私が議員をやっている意味がないなっていう意味ですので、他の委員の皆さん、賛成する議員当然いっぱいいらっしゃると思うので、その議員の皆さんが皆さんの信念に基づいてそれを賛成というのは全くあれですし、それをもって議員を辞職するべきだっていうことが私の真意でないと。私語りになって申しわけないんですけどちょっと言葉足らずだったかと思っています。

以上です。

大竹委員

先ほど関連の鉄道会社といって関東鉄道のお話しでできましたけども、やはりこれ並行して協議はできないんですか。先ほど、関東鉄道においても、お話あったように何らかの形で大体2,500万円から3,000万円ぐらいかかるんでしょ。そういう中でJRと関東鉄道と一緒に並行してやっていくことによって、関東鉄道は関東鉄道の積算内容が出てくるでしょうということを質問したい。そういうもので並行してやっていけないのかということですよ。

森田企画課長

今回、こちらの債務負担行為を議決いただいた後に協定書もJRさんと締結する運びになって参ります。その際ですね。そのあとですね、関東鉄道さんとの協議を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

大竹委員

しっかりやってください。それでは積算内容とか、会社の規模は違うかもしれないけども、その積算の仕方とかいろいろね。方法の、そういう中では意外と公開できるような状況になれば、それもまた参考にしてJRと協議できると思いますので、その分をよろしくお願いします。私はその駅名改称賛成にまわった理由は今アベノミクスの中で、地方創生をやっているわけですよ。そういう中では、その名は体をあらわすという論理の中で龍ヶ崎全体のランドデザインを地方創生に合ったランドデザインが出てくるだろうと、龍ヶ崎市もそういう中で進めているというのが現況だと私は思っています。そういう中でこれからその当然ながらその経済効果、それからその生産の誘発額とか、雇用に関するとか、大きなランドデザインの中にそういう形でこれから戦略が組まれていければ、これは、将来の龍ヶ崎にとってすばらしい、出発点になるのではないかと、そのような観点にあります。

以上です。

杉野委員

私がよりどころとする、その判断する資料として、やはり10年前になりますけれども、駅名変更に対する賛否単一回答で示したやつですね。ちょっとひっかかるのは変更したほうが良いとする人は、高齢者ほど高いですよ。例えば50歳代で35%、60歳代で39%で、70歳以上になると38.8%と4割近いと。一方、佐貫駅のままがいいとする人は若い人が圧倒的に多いですよ。将来を考えると、ということで、今までこう進めてきてるんだとは思いますが、佐貫駅のままでもいいとする人は、40代で69.3%、30歳代で67%、それから、

18から29歳では75%超えちゃったんですね。どういうふうにこれ解釈したらいいのかなと悩ましいところだなと。高齢の方は将来のことちゃんと考えてるんだから若いもの黙ってろとかね、そういう意味じゃなくて、これを本当にどういうふうに受けとめたらいいのかなと。その辺もし教授していただければありがたいなと。感じでいいですよ。どんなふうに解釈したらいいのかなと思ってね。

川村副市長

はい、平成18年度にアンケート調査をしたわけでありまして、当時、私は財政の担当でいましてですね、その当時はですね、平成16年から18年という三位一体改革とか、リーマンショックとかそういう非常に財政状況がひどく状況が悪かった時代で行政の意識としても、市民の意識としても財政健全化改革のほうにシフトしていったような時期でありまして、またですね、そのアンケートの内容について記憶が余りこう覚えてはいないんですけども、市民への十分な説明がなかったということと、それからあと、その目的ですね、改称する目的とか、その知名度アップとかそういう取り組みの内容などもね、政策に位置づけてなかったような時期でありまして。ただ、最初にアンケートをして、アンケートの結果で取り組みを考えていこうという時期でしたので、市民の負担ばかりがやはりこう取り上げられたような、そういう印象に思っております。

杉野委員

ありがとうございます。私も、当初は変更したほうが良いと。改称したほうが良いという要望書に署名した1人なんです。ただ4億5,000万円かかるから、ということであんなに反対する人がいるんじゃないかっていうことで、そのまま消滅したんですね。そのときのアンケートの結果で費用負担に関して負担額にかかわらず駅名変更を実施すべきであるというのが、20%いるんですね。一番多いのはやっぱり44%がその費用の積み立てや募金などを行いながら実施に向けて、少しずつ進めていった方が良い。というある意味では、慎重論といいますかね、お金がたまったら「やりなさいよ」ということなんだと思います。だから、解釈の仕方でもうとれるんだけど、この辺のせっかくアンケートをとったわけですから、その辺のところをもう一度精査してどういうふうに解釈したらいいのかということも含めて、明確にされたらいいのかなと思っています。

以上です。

大野委員

一言私の感想言わせていただきますが、今の川村副市長の、その時はあまり説明しなかった。それから、財政健全化を進めていたということですけども、今もあまり説明してないと私は思っております。それから、昨日、龍崎市長公室長は、懇談会の中では7割の程度の人たちが賛成してくれているというような話がありました。あきれている人は懇談会に来ないんです。そういう意味で、そういうことを軽々しく言わないで欲しい。きちっと住民投票あるいはアンケートやったんだっいたらいざ知らず、そういったところを公の議会で、そういうことを言わないで欲しいと私は思います。一つ伺います。2020年の春の大規模施設機器更新という、その名称というか、それですが、品川と田町間に新しい新駅が開業するということが、ありますが、これは関連あるんですか、全く別なんですか。

森田企画課長

6月5日にですね、JRの報道でもですね。品川新駅の名称募集等の報道がございました。今回のですね、2020年春の大規模施設の更新につきましては、今回の品川新駅の開業に合わせた作業が含まれておるものと伺っております。新駅を指していることだと思います。

大野委員

同じということよろしいですか。含まれているとは言ってんですが。

森田企画課長

同じだと思います。
以上です。

大野委員

これについても6月5日というのは、最終的な発表であって、ある程度その前から話があった訳でしょう。それからこないだも話しましたが、私が情報公開をしたところには、黒塗りしてあったところがね新駅開業と読める箇所が結構あります。そういったことすら企業秘密なんではないかな。全く公表してないわけではないですよJRは。2020年春に開業するというのが、6月5日にはっきり発表したということでしょうから、当然、その前からね。そういう話は、流れているわけでしょう。そういう事をなぜ企業秘密という形でなるのか。私は不思議なんです。課長は不思議じゃないんですか。

森田企画課長

これまでJRとの協議を進めて参りました。新駅の駅名につきましては、JRの意向で大規模施設機器更新という表現で欲しいという要望がございましたので、そちらに基づいて、これまで説明を行ってきたところでございます。
以上でございます。

大野委員

そういったことも言えないんですから金額は、なおさらですね。
それでもう一つ、2017年の消費税改定の際には、ダイヤ改正も含んでの金額ですね。そして今回、先ほど滝沢委員の質問で協定書が結ばれる時には金額が決まりますよということですが、その金額がまずおそらく3億8,900万が変わらないでしょう。アップで変わらないでしょう。ところが、2020年の春にダイヤ改正が行われる可能性は大変大きいと思うんですよ。それからJRにしたって、この2020年の春の新駅開業とダイヤ改正をずらしてやるということは、費用もかかるわけですよJR側としても。ですから、この大規模施設機器更新の新駅開業の時にダイヤ改正があった場合は、どのくらい安価になるんですか、それとも同じなんですか。

森田企画課長

今回の大規模施設機器更新の際に、ダイヤ改正があった場合には、JR側の負担が多くなるということでダイヤ改正に合わせて、新駅との改正が重なった場合には、差額の軽減

の可能性がございます。ただし、ダイヤ改正の部分についても常磐線のダイヤ改正影響があった場合については、そういう可能性もということでJ Rから話を聞いております。

以上でございます。

大野委員

当初2017年の消費税改正の時には、このときには、もうダイヤ改正ということ書いてありますけども、これは常磐線のダイヤ改正だけのお話なんですか。今のお話で、常磐線のダイヤ改正と全体のダイヤ改正は違うような話には私は聞こえるんですが

。

森田企画課長

ダイヤ改正につきましては、常磐線を含めた全体的なダイヤ改正ということでございます。

以上でございます。

大野委員

そうしますと2020年春の可能性は、全体のダイヤ改正はなくて、常磐線のダイヤ改正だけがあるというふうな先ほどの話は。

龍崎市長公室長

補足させていただきます。J R側では2020年、19年の末ということで春になると思うんですけれども、大幅なダイヤ改正があると。そして新駅ができれば当然山手線とかそういった部分のダイヤ改正も当然あるんですけれども、割勘効果が効くダイヤ改正は常磐線のダイヤが改正になって初めて割勘効果が効くものになりますよっていう意味でございます。

大野委員

その際には、3億8,900万がアッパーの限度額だということになれば、常磐線のダイヤ改正だって19年度末2020年の春ということですが、どちらとも言いようないような時期なわけですから、多少1カ月2カ月ぐらいの差は一緒にJ Rもやるでしょうという可能性があるんじゃないかと。だからその場合には、どのぐらいの経費が、割勘効果がさらに増加してあるんですかということをお聞きしたんです。

龍崎市長公室長

我々もですね、その時期がかなり重なりますので、新駅が出来た時と同時に、全体的なダイヤ改正があれば、割勘効果ははたらくということでお伺いしていますので、それを期待しているところではあるんですけども、そうなった場合、幾ら割勘効果がはたらくとJ R側から示されておりませんので、それについてお答えできないということでご理解いただきたいと思います。

大野委員

そのことは、最初から言っている2パターンの協議の中で、具体的な内訳がないから、それもわかんないでしょうということ言っているわけですよ、最初から。それをパターン

を見てね、3億8900万円が一番安いから安価だからこれで、議会の皆さんお願いしますというのは無理なお話ですよって言うことを言ってるわけです。

以上です。

後藤委員

すいません。今大野委員の指摘の中で新駅ということがあったので、お聞きしたいのですけれども、4月26日にJRから午前中電話があって重大な依頼事項があり電話したと。市民や議会へ説明するにあたり改称時期については平成32年春の大規模施設機器更新ということで説明してほしい。（黒塗り）や（黒塗り）という言葉は一切使用しないで欲しい。これはJRで（黒塗り）に関する大々的なプレス発表を予定している関係から依頼するものである。要するに、ここ黒塗りの部分は山手線品川新駅や新駅開業という言葉を使用しないで欲しい。これはJRで6月5日の新駅駅名公募に関する大々的なプレス発表を予定しているって言うことだと思うんですけどね。ということであれば、この6月5日のプレス発表を過ぎて公になったことであるので、この（黒塗り）はとって。また情報公開請求すれば、この（黒塗り）はとっていただけるという理解でよろしいでしょうか。

森田企画課長

その通り情報公開はできると思います。

札幌委員長

それでは、他にありませんか。よろしいでしょうか。

【なしの声】

札幌委員長

特に、意見がないようですので採決をいたします。

議案第15号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】 【異議ありの声】

札幌委員長

ご異議がありますので、挙手採決といたします。

議案第15号、本案は原案の通り了承することに賛成の委員の挙手を求めます。

【賛成の委員挙手】

札幌委員長

可否同数であります。

よって、委員会条例第14条の規定により、委員長が、議案第15号に対する可否を裁決します。

委員長は、議案第15号について、了承と裁決いたします。

よって本件は、了承されました。

続きまして、報告第3号「専決処分の承認を求めることについて（平成29年度龍ヶ崎市一般会計補正予算第7号について）」執行部から説明願います。

荒井総務部長

それでは報告第3号「専決処分の承認を求めることについて（平成29年度龍ヶ崎市一般会計補正予算第7号）」につきまして説明させていただきます。別冊37ページをお開きください。これは既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,568万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ249億5,488万2,000円としたものでございます。44、45ページをお開きください。

歳入でございます。下から三つ目です繰入金。基金繰入金でございます。減債基金繰入金、8,000万円の減となっておりますが、これは、決算見込みにより公債費償還財源の繰り入れ分の一部繰り戻しを行ったものでございます。当初予算で計上をいたしておりました減債基金2億4,000万円のうち8,000万円を送り戻したものでございます。その下繰越金です。一般会計繰越金5,094万2,000円につきましては、この補正予算の財源調整分として計上をいたしたものでございます。その下、市債でございます。総務費債、総務管理債、庁舎施設整備事業債です。これは、次のページ、歳出になるんですけども、庁舎管理費の工事請負費で計上しております、二つの工事費の確定に伴い、減額をいたしたものでございます。46、47ページをお開きください。歳出でございます。総務費、総務管理費、一般管理費の職員手当でございます。722万4,000円の増となっております。これは退職者1人に係る退職手当負担金の増、522万4,000円と今年3月末に行いました組織の改編に伴う引っ越し作業等に係る時間外勤務手当の増200万円を計上したものでございます。その下でございます。財産管理費、工事請負費、庁舎管理費の工事請負費でございます。これは昇降機更新工事と井戸設備更新工事の工事費の確定に伴い、計3,478万2,000円の減額をいたしたものでございます。

龍崎市長公室長

その下になります。道の駅整備事業、工事請負費、道の駅整備伐開整地工事の増でございます。この工事につきましては、本年度から今年度、護岸工事を実施するわけなんですけれども、それに先駆けての準備工事的なものでございます。今ある護岸から幅10メートル、延長500メートルにつきまして、伐開、樹木の伐採、伐根を行ったものでございます。また国道6号の歩道の切り下げ工事も実施をしております。この工事、当初は1,582万2,000円で契約したところでございますけれども、伐根した樹木、これの処分料が大幅に増加したことによる増額変更でございます。

荒井総務部長

続きまして、41ページをお開きください。第3表、繰越明許費の補正追加でございます。総務費、総務管理費、庁舎管理費の414万6,000円につきましては、庁舎2階の歩廊に係る調査補強設計業務が平成29年度内に完了しない見込みとなったため、平成30年度に繰り越しをいたしたものでございます。

その次のページ、42ページ、第4表地方債補正でございますが、庁舎施設整備事業のところ、7,120万円から4,610万円、2,510万円の減となっておりますが、先ほどの市債、そして、歳出で説明させていただきました昇降機更新工事、井戸設備更新工事、この二つ

の工事が確定したことによる減でございます。

以上でございます。

札幌委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等ありませんか。

【なしの声】

札幌委員長

別にないようですので採決いたします。報告第3号、本案は原案の通り承認することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

札幌委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案の通り承認することに決しました。続きまして、請願の審査に入ります。

平成30年請願第1号「地方財政の充実・強化を求める意見書に関する請願書」についてであります。

初めに、事務局に請願を朗読させます

【事務局 請願朗読】

札幌委員長

各委員からご意見等ありましたらお願いいたします。

深沢委員

請願の中でトップランナー方式というのがのっております。トップランナー方式というのは算定基礎となる単位費用の一部の積算に民間委託等の合理化の要素を反映させたもので交付税算出の全体から見れば、一部の見直しで財政運営上の影響は限定的であることから安易に流されてはいけないことですが、請願事項3の廃止、縮小を含め検討するのは賛同できません。

もう1点ですが、インセンティブ改革となっております。インセンティブ改革というのは、すべての国民が参加する形で公共サービスへの過度の依存を緩和し、効率的な質のよい公共サービスを実現するということです。この請願趣旨の中で、トップランナー方式とインセンティブ改革とあわせて地方税制度を利用した国の政策誘導であり、客観、中立であるべき地方交付税制度の根幹を揺るがしかねないとも書いてあります。これも賛同できませんので、不採択と私はさせていただきたいと思っております。

後藤委員

ちょっと1点お聞きしたいんですけども、だからどうだって話じゃないですけど、こ

の請願者外1団体って、外1団体ってどこですかね。わかります。

松本議会事務局次長

龍ヶ崎市職員組合でございます。

後藤委員

私は請願判断するときに請願者、誰が出したというのは全くそこは判断材料じゃないので、外1団体ってどこか気になったので、ちょっとお聞きしたんですけれども、今お話あったトップランナーやインセンティブ改革っていうところで、やっぱりインセンティブをつけるのであれば、既存、今まで出ている総枠があって、頑張ったところにはそれに上乗せしましょうっていう形で僕はあるべきだと思うんですよね。ただ今回のやり方というのはやっぱりこう、その裏側の意図としてどうしてもですね、交付税の削減というのが見えてきたわけですよね。頑張ったところはそのままで、頑張っていないところはちょっと減らすよみたいなところが見えてしまって、私はインセンティブのつけ方としてはそうじゃないんだろうなと思ってます。

というところでいうとやっぱりですね、私も請願事項7つある中でこれちょっとどうかなって思うところもあるんですけれども、だからといって全体をペケにする、ダメだとしてしまう内容でもないと思いますので、やはりですね、こういった請願については私はですね、採択と、賛成としたいと思っています。

札幌委員

他にありませんか。

大竹委員

請願に対して反対の意見を述べます。先ほど深沢委員からもお話あったとおりトップランナー方式、これは経済再生とその財政健全化を両立させる一つ的手段だと私は解釈しております。当市においても指定管理者制度なども設けているし、それから民間委託、こういう形の中で一つの、先ほど申しましたけども、経済再生と財政健全化に役立っていくという形だと思います。

ファシリティマネジメントの時代に入ったということで行政の方も、ただその施設の管理だけでなく、経営の運営管理も考えていくというような時代になっているので、そういう観点から見るとこのトップランナー方式に対して否定していることに対して私は賛同できません。

また、それから日本の今経済自体が先ほども出ましたけど、リーマンショック以来ずっとその景気が低減している。そのような環境の中で、ようやく、アベノミクスが日本の経済の景気を少しずつ盛り上げているのが現況でございます。そういう中で、今国税4税を引き上げるなんていう事になれば、当然その景気の減退になっていくということで、この辺を考えても、当然、この請願は賛同できません。

以上です。

大野委員

参考までに執行部の副市長とか、岡田財政課長なんか、ちょっとこういった事はね、

執行部にとって不都合なのか、どうなのかちょっとお聞かせ、参考意見としてお聞かせ願うのはよろしいかと思うんですが。

審議じゃないですか。参考までに。言えないの。言えないんだったら、言えないんでいいよ。だって今までだって、教育の問題とかいろんなことがあったときに、仕組みとしてどうなのかっていうことは、お伺いしたことはありますよ。今まであったこともあったもので。いろんなところで聞いたことあるよ。

札幌委員長

暫時休憩いたします。

札幌委員長

会議を再開いたします。ほかにありますか。

杉野委員

実はね、私もその財源についてはね、地方の1自治団体の1議員としてね、これは本当に自治体の財政どうなってきたのかなとすごく懸念しているところです。そういった意味でもね、ここで書かれていることは、そうだなと素直に受けとめております。特に昨今ですね、7番目の請願事項の自治体の基金残高を地方財政計画や地方交付税に反映させないことと、これはすごい悪さをするのかなと思っています。どういう悪さというかと申し上げると、基金残高あるんだったら使っちゃったほうがいいよと、そういう考えを持つ方もいます。そうすると、なおさら、全体がおかしくなってくるんじゃないかなと思いますんで、クエスチョン的なところはありますが、一応全般的に地方自治体の財源をある程度確保していくという意味から、この請願について賛成したいと思います。

以上です。

大野委員

私はこの請願名の通り、地方財政の充実強化を求めるということでは、総体がそのような形で書いてありますし、先ほどわざわざ執行部に参考意見を求めたのは地方自治体にとっても別に不利なことではないし、むしろ強化、充実強化をするためにはいいものだと思います。私は、賛成いたします。

札幌委員長

そろそろ各委員からご意見も出ましたので、採決したいと思います。

それではお諮りいたします。

平成30年請願第1号「地方財政の充実・強化を求める意見書に関する請願書」につきましては採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

【賛成委員挙手】

札幌委員長

可否同数です。

よって、委員会条例第14条の規定により、委員長が本案に対する可否を裁決いたします。

委員長は、平成30年請願第1号について、不採択と裁決いたします。

杉野委員

委員長よろしいですか。

委員長裁決と。きょうの委員会で二つ目になりますけども、そういった場合、委員長が裁決する、採択・不採択判断する際の寄りどころというのは、特におっしゃらなくてもよろしいですか。

札幌委員長

あとで個人的にお話はいたします。

杉野委員

これは後でまた、協議したいと思いますので、そういうことで結構です。

札幌委員長

以上で当委員会に付託されました案件の審査は終わりました。

これをもちまして、総務委員会を閉会いたします。

お疲れ様でした。